２０１８年5月１５日

島根県知事
　溝口　善兵衛　様

フォーラム平和・人権・環境しまね
代　　表　杉谷　　肇

自治労島根県本部
執行委員長　成相　善朗

島根原発に関する要請書

私たちは、県民が安心して暮らすことができる生活を守るため、島根原発 1 号機の廃炉に伴う安全対策の確立とともに、2 号機の再稼働及び 3 号機の新規稼働に反対し、核燃料サイクルの見直し、エネルギー政策の転換を求めて取り組んできました。

さて、政府は今夏に閣議決定する「エネルギー基本計画」（2050 年のエネルギー政策のあり方）について、再生可能エネルギーの「主力電源化」を進める方針を示しながら、原発については新増設の明記は見送る一方、2030 年の電源構成比率における原発の割合（20～22%、原発 30 基分）は変更せず、数値目標も示しませんでした。

2016 年 4 月から電力小売りの全面自由化により、消費者も電力を選べるようになりましたが、安倍政権は買い取り価格の引き下げなど再生可能エネルギーの抑制策を強め、新電力（新規事業者）数、契約切り替え件数ともに伸び悩んでいます。発送電分離（2020 年 4 月）を控える中、福島第一原発事故を受けて、日本の電力制度のあり方を抜本的に見直すために始まった電力システム改革は崩壊の危機にあります。

また、新電力が大手電力に支払う送電線の使用料を使い、福島第一原発事故の廃炉・賠償費用、他の原発廃炉費用の不足分を広く消費者から徴収しようとしています。国策として原発を推進しながら、大手電力を救済するために、廃炉費用などを新電力の消費者に押し付ける手法は本末転倒です。

福島第一原発事故は、核燃料サイクル政策の破綻、『核と人類は共存できない』ということを立証しました。そして、今や国民世論の大多数が原発に頼らない社会の実現を求めています。

島根原発は全国唯一の県都市立地原発です。福島と同様の事故が起きれば、県内外の広範な自治体と連携し、20 万人を超える住民の迅速な避難・誘導が求められます。同原発から 2 ㎞足らずの地点には宍道断層がありますが、中国電力は昨年 12 月、宍道断層の総延長を 25 ㎞から 39 ㎞としました。一方で、これに伴う基準地震動については、同断層が島根原発から離れる方向に延びることなどを理由に800ｶﾞﾙから820ｶﾞﾙへの引き上げにとどめ原子力規制委員会に報告し、同委員会もこれを了承しました。

原子力規制委員会の了解を得ることで、2 号機再稼働にむけた審査を加速させ、3 号機の早期申請につなげようとする中国電力の姿勢は一層強まっています。「抜本的な経営基盤の回復、経営の安定化には原発の再稼働が不可欠」と社長自ら強調するように、「利益優先・安全軽視」の同社の姿勢は、今日も全く変わっていません。

原発を動かすリスクより止めるリスクがはるかに小さいことは火を見るよりも明らかです。廃炉作業が始まった 1 号機の使用済み核燃料についても、2030 年までに再処理工場へ搬出する計画ですが、同工場の完成の目途はまったく立っていません。

再処理工場の度重なる完成延期こそ、核燃料サイクル政策破綻の象徴であり、原発が稼働すれば、さらなる核のゴミを生み出します。県民に負の遺産とリスクを背負わさないためにも、2 号機、そして 3 号機を稼働させてはならないと、私たちは訴えます。

つきましては、下記事項について誠意ある対応を強く要請します。

記

１．中国電力に対して、島根原発 2 号機の再稼働、同 3 号機の新規稼働を中止するよう要請すること。

２．中国電力に対して、島根県や松江市と差異のない「原子力安全協定」を島根原発から 30 ㎞圏内のすべての自治体と締結するよう要請すること。

３．上記 2 の協定を締結できない限り、島根原発 3 号機の原子力規制委員会への審査申請に関する中国電力からの事前了解について同意しないこと。

４．核燃料サイクル政策を廃止するとともに、高レベル放射性廃棄物の処理・処分等に関して、広く国民に開かれた真摯な議論を早急に行うよう、国に要請すること。

５．上記４での国民的議論を踏まえた方針が確立しない限り、島根原発 3 号機の原子力規制委員会への審査申請を行わないよう、中国電力に要請すること。